

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																
<p>(P. 1-5)</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の策定</p> <p>第2 秩父市総合振興計画との関係</p> <p>2 秩父市総合振興計画 <u>(後期基本計画)</u> における防災施策</p> <p>■防災施策推進に関する指標と達成目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の定義</th> <th>実績値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉避難所の整備数</td> <td>福祉避難所として整備された施設数</td> <td>13か所</td> <td>15か所</td> </tr> <tr> <td>防犯灯の設置率</td> <td>要望に対する防犯灯設置率</td> <td>90%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td><u>自主防災組織運営避難所数</u></td> <td><u>自主防災組織が自主的に運営する避難所数</u></td> <td><u>0か所</u></td> <td><u>10か所</u></td> </tr> <tr> <td><u>管理不全空き家改善率</u></td> <td><u>管理不全な空き家に対する助言・指導後の改善率</u></td> <td><u>44%</u></td> <td><u>100%</u></td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の定義	実績値	目標値	福祉避難所の整備数	福祉避難所として整備された施設数	13か所	15か所	防犯灯の設置率	要望に対する防犯灯設置率	90%	100%	<u>自主防災組織運営避難所数</u>	<u>自主防災組織が自主的に運営する避難所数</u>	<u>0か所</u>	<u>10か所</u>	<u>管理不全空き家改善率</u>	<u>管理不全な空き家に対する助言・指導後の改善率</u>	<u>44%</u>	<u>100%</u>	<p>(P. 1-5)</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の策定</p> <p>第2 秩父市総合振興計画との関係</p> <p>2 秩父市総合振興計画 <u>()</u> における防災施策</p> <p>■防災施策推進に関する指標と達成目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の定義</th> <th>実績値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉避難所の整備数</td> <td>福祉避難所として整備された施設数</td> <td>13か所</td> <td>15か所</td> </tr> <tr> <td><u>自主防災組織リーダー養成講座の開催数</u></td> <td><u>自主防災組織リーダー養成講座の開催数</u></td> <td><u>2回</u></td> <td><u>5回</u></td> </tr> <tr> <td><u>防災無線デジタル化率</u></td> <td><u>防災無線のデジタル化完了率</u></td> <td><u>0%</u></td> <td><u>100%</u></td> </tr> <tr> <td>防犯灯の設置率</td> <td>要望に対する防犯灯設置率</td> <td>90%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の定義	実績値	目標値	福祉避難所の整備数	福祉避難所として整備された施設数	13か所	15か所	<u>自主防災組織リーダー養成講座の開催数</u>	<u>自主防災組織リーダー養成講座の開催数</u>	<u>2回</u>	<u>5回</u>	<u>防災無線デジタル化率</u>	<u>防災無線のデジタル化完了率</u>	<u>0%</u>	<u>100%</u>	防犯灯の設置率	要望に対する防犯灯設置率	90%	100%																																																																																																																								
指標名	指標の定義	実績値	目標値																																																																																																																																																														
福祉避難所の整備数	福祉避難所として整備された施設数	13か所	15か所																																																																																																																																																														
防犯灯の設置率	要望に対する防犯灯設置率	90%	100%																																																																																																																																																														
<u>自主防災組織運営避難所数</u>	<u>自主防災組織が自主的に運営する避難所数</u>	<u>0か所</u>	<u>10か所</u>																																																																																																																																																														
<u>管理不全空き家改善率</u>	<u>管理不全な空き家に対する助言・指導後の改善率</u>	<u>44%</u>	<u>100%</u>																																																																																																																																																														
指標名	指標の定義	実績値	目標値																																																																																																																																																														
福祉避難所の整備数	福祉避難所として整備された施設数	13か所	15か所																																																																																																																																																														
<u>自主防災組織リーダー養成講座の開催数</u>	<u>自主防災組織リーダー養成講座の開催数</u>	<u>2回</u>	<u>5回</u>																																																																																																																																																														
<u>防災無線デジタル化率</u>	<u>防災無線のデジタル化完了率</u>	<u>0%</u>	<u>100%</u>																																																																																																																																																														
防犯灯の設置率	要望に対する防犯灯設置率	90%	100%																																																																																																																																																														
<p>(P. 1-29)</p> <p>第4節 秩父市の防災環境</p> <p>第2 自然環境の特性</p> <p>5 気象</p> <p>■観測史上1～5位の値(年間を通じての値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素名</th> <th>順位</th> <th>1位</th> <th>2位</th> <th>3位</th> <th>4位</th> <th>5位</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日降水量(mm)</td> <td></td> <td>519.7 (1947/9/15)</td> <td>511.0 (2019/10/12)</td> <td>422.2 (1928/7/31)</td> <td>394.0 (1999/8/14)</td> <td>350.4 (1941/7/22)</td> <td>1926/1 <u>2023/12</u></td> </tr> <tr> <td>日最大10分間降水量(mm)</td> <td></td> <td>39.6 (1952/7/4)</td> <td>30.7 (1928/9/16)</td> <td>24.5 (2015/7/28)</td> <td>23.5 (1977/7/7)</td> <td>23.2 (1950/8/10)</td> <td>1926/1 <u>2023/12</u></td> </tr> <tr> <td>日最大1時間降水量(mm)</td> <td></td> <td>78.0 (1947/9/15)</td> <td>76.5 (2015/7/28)</td> <td>76.0 (1989/9/23)</td> <td>75.5 (2016/8/22)</td> <td>72.0 (1959/9/26)</td> <td>1926/1 <u>2023/12</u></td> </tr> <tr> <td>年降水量の多い方から(mm)</td> <td></td> <td>2444.2 (1928)</td> <td>2070.6 (1938)</td> <td>1966.0 (1991)</td> <td>1887.2 (1950)</td> <td>1868.1 (1948)</td> <td>1926年 <u>2023年</u></td> </tr> <tr> <td>年降水量の少ない方から(mm)</td> <td></td> <td>779.0 (1973)</td> <td>818.5 (1987)</td> <td>866.0 (1984)</td> <td>885.5 (1978)</td> <td>901.0 (1997)</td> <td>1926年 <u>2023年</u></td> </tr> <tr> <td>日最高気温の高い方から(℃)</td> <td></td> <td>39.3 (1994/8/7)</td> <td>39.2 (2018/7/23)</td> <td>39.1 (1997/7/6)</td> <td>39.0 (1990/7/19)</td> <td>38.7 (2001/7/13)</td> <td>1926/1 <u>2023/12</u></td> </tr> <tr> <td>日最低気温の低い方から(℃)</td> <td></td> <td>-15.8 (1954/1/27)</td> <td>-14.5 (1954/1/28)</td> <td>-14.4 (1945/2/23)</td> <td>-14.0 (1936/1/31)</td> <td>-13.8 (1945/2/5)</td> <td>1926/1 <u>2023/12</u></td> </tr> <tr> <td>日最大風速・風向(m/s)</td> <td></td> <td>19.6 北西 (1952/7/4)</td> <td>18.2 南南東 (1966/9/25)</td> <td>17.6 北 (1952/6/27)</td> <td>16.5 北西 (1955/2/20)</td> <td>16.1 北 (1938/9/1)</td> <td>1926/1 <u>2023/12</u></td> </tr> <tr> <td>日最大瞬間風速・風向(m/s)</td> <td></td> <td>35.5 南東 (1966/9/25)</td> <td>31.8 北西 (1952/7/4)</td> <td>31.2 南東 (1982/8/2)</td> <td>28.7 南 (1959/9/27)</td> <td>28.2 南東 (1965/9/17)</td> <td>1951/1 <u>2023/12</u></td> </tr> </tbody> </table>	要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間	日降水量(mm)		519.7 (1947/9/15)	511.0 (2019/10/12)	422.2 (1928/7/31)	394.0 (1999/8/14)	350.4 (1941/7/22)	1926/1 <u>2023/12</u>	日最大10分間降水量(mm)		39.6 (1952/7/4)	30.7 (1928/9/16)	24.5 (2015/7/28)	23.5 (1977/7/7)	23.2 (1950/8/10)	1926/1 <u>2023/12</u>	日最大1時間降水量(mm)		78.0 (1947/9/15)	76.5 (2015/7/28)	76.0 (1989/9/23)	75.5 (2016/8/22)	72.0 (1959/9/26)	1926/1 <u>2023/12</u>	年降水量の多い方から(mm)		2444.2 (1928)	2070.6 (1938)	1966.0 (1991)	1887.2 (1950)	1868.1 (1948)	1926年 <u>2023年</u>	年降水量の少ない方から(mm)		779.0 (1973)	818.5 (1987)	866.0 (1984)	885.5 (1978)	901.0 (1997)	1926年 <u>2023年</u>	日最高気温の高い方から(℃)		39.3 (1994/8/7)	39.2 (2018/7/23)	39.1 (1997/7/6)	39.0 (1990/7/19)	38.7 (2001/7/13)	1926/1 <u>2023/12</u>	日最低気温の低い方から(℃)		-15.8 (1954/1/27)	-14.5 (1954/1/28)	-14.4 (1945/2/23)	-14.0 (1936/1/31)	-13.8 (1945/2/5)	1926/1 <u>2023/12</u>	日最大風速・風向(m/s)		19.6 北西 (1952/7/4)	18.2 南南東 (1966/9/25)	17.6 北 (1952/6/27)	16.5 北西 (1955/2/20)	16.1 北 (1938/9/1)	1926/1 <u>2023/12</u>	日最大瞬間風速・風向(m/s)		35.5 南東 (1966/9/25)	31.8 北西 (1952/7/4)	31.2 南東 (1982/8/2)	28.7 南 (1959/9/27)	28.2 南東 (1965/9/17)	1951/1 <u>2023/12</u>	<p>(P. 1-29)</p> <p>第4節 秩父市の防災環境</p> <p>第2 自然環境の特性</p> <p>5 気象</p> <p>■観測史上1～5位の値(年間を通じての値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素名</th> <th>順位</th> <th>1位</th> <th>2位</th> <th>3位</th> <th>4位</th> <th>5位</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日降水量(mm)</td> <td></td> <td>519.7 (1947/9/15)</td> <td>511.0 (2019/10/12)</td> <td>422.2 (1928/7/31)</td> <td>394.0 (1999/8/14)</td> <td>350.4 (1941/7/22)</td> <td>1926/1 <u>2020/7</u></td> </tr> <tr> <td>日最大10分間降水量(mm)</td> <td></td> <td>39.6 (1952/7/4)</td> <td>30.7 (1928/9/16)</td> <td>24.5 (2015/7/28)</td> <td>23.5 (1977/7/7)</td> <td>23.2 (1950/8/10)</td> <td>1926/1 <u>2020/7</u></td> </tr> <tr> <td>日最大1時間降水量(mm)</td> <td></td> <td>78.0 (1947/9/15)</td> <td>76.5 (2015/7/28)</td> <td>76.0 (1989/9/23)</td> <td>75.5 (2016/8/22)</td> <td>72.0 (1959/9/26)</td> <td>1926/1 <u>2020/7</u></td> </tr> <tr> <td>年降水量の多い方から(mm)</td> <td></td> <td>2444.2 (1928)</td> <td>2070.6 (1938)</td> <td>1966.0 (1991)</td> <td>1887.2 (1950)</td> <td>1868.1 (1948)</td> <td>1926年 <u>2020年</u></td> </tr> <tr> <td>年降水量の少ない方から(mm)</td> <td></td> <td>779.0 (1973)</td> <td>818.5 (1987)</td> <td>866.0 (1984)</td> <td>885.5 (1978)</td> <td>901.0 (1997)</td> <td>1926年 <u>2020年</u></td> </tr> <tr> <td>日最高気温の高い方から(℃)</td> <td></td> <td>39.3 (1994/8/7)</td> <td>39.2 (2018/7/23)</td> <td>39.1 (1997/7/6)</td> <td>39.0 (1990/7/19)</td> <td>38.7 (2001/7/13)</td> <td>1926/1 <u>2020/7</u></td> </tr> <tr> <td>日最低気温の低い方から(℃)</td> <td></td> <td>-15.8 (1954/1/27)</td> <td>-14.5 (1954/1/28)</td> <td>-14.4 (1945/2/23)</td> <td>-14.0 (1936/1/31)</td> <td>-13.8 (1945/2/5)</td> <td>1926/1 <u>2020/7</u></td> </tr> <tr> <td>日最大風速・風向(m/s)</td> <td></td> <td>19.6 北西 (1952/7/4)</td> <td>18.2 南南東 (1966/9/25)</td> <td>17.6 北 (1952/6/27)</td> <td>16.5 北西 (1955/2/20)</td> <td>16.1 北 (1938/9/1)</td> <td>1926/1 <u>2020/7</u></td> </tr> <tr> <td>日最大瞬間風速・風向(m/s)</td> <td></td> <td>35.5 南東 (1966/9/25)</td> <td>31.8 北西 (1952/7/4)</td> <td>31.2 南東 (1982/8/2)</td> <td>28.7 南 (1959/9/27)</td> <td>28.2 南東 (1965/9/17)</td> <td>1951/1 <u>2020/7</u></td> </tr> </tbody> </table>	要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間	日降水量(mm)		519.7 (1947/9/15)	511.0 (2019/10/12)	422.2 (1928/7/31)	394.0 (1999/8/14)	350.4 (1941/7/22)	1926/1 <u>2020/7</u>	日最大10分間降水量(mm)		39.6 (1952/7/4)	30.7 (1928/9/16)	24.5 (2015/7/28)	23.5 (1977/7/7)	23.2 (1950/8/10)	1926/1 <u>2020/7</u>	日最大1時間降水量(mm)		78.0 (1947/9/15)	76.5 (2015/7/28)	76.0 (1989/9/23)	75.5 (2016/8/22)	72.0 (1959/9/26)	1926/1 <u>2020/7</u>	年降水量の多い方から(mm)		2444.2 (1928)	2070.6 (1938)	1966.0 (1991)	1887.2 (1950)	1868.1 (1948)	1926年 <u>2020年</u>	年降水量の少ない方から(mm)		779.0 (1973)	818.5 (1987)	866.0 (1984)	885.5 (1978)	901.0 (1997)	1926年 <u>2020年</u>	日最高気温の高い方から(℃)		39.3 (1994/8/7)	39.2 (2018/7/23)	39.1 (1997/7/6)	39.0 (1990/7/19)	38.7 (2001/7/13)	1926/1 <u>2020/7</u>	日最低気温の低い方から(℃)		-15.8 (1954/1/27)	-14.5 (1954/1/28)	-14.4 (1945/2/23)	-14.0 (1936/1/31)	-13.8 (1945/2/5)	1926/1 <u>2020/7</u>	日最大風速・風向(m/s)		19.6 北西 (1952/7/4)	18.2 南南東 (1966/9/25)	17.6 北 (1952/6/27)	16.5 北西 (1955/2/20)	16.1 北 (1938/9/1)	1926/1 <u>2020/7</u>	日最大瞬間風速・風向(m/s)		35.5 南東 (1966/9/25)	31.8 北西 (1952/7/4)	31.2 南東 (1982/8/2)	28.7 南 (1959/9/27)	28.2 南東 (1965/9/17)	1951/1 <u>2020/7</u>
要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間																																																																																																																																																										
日降水量(mm)		519.7 (1947/9/15)	511.0 (2019/10/12)	422.2 (1928/7/31)	394.0 (1999/8/14)	350.4 (1941/7/22)	1926/1 <u>2023/12</u>																																																																																																																																																										
日最大10分間降水量(mm)		39.6 (1952/7/4)	30.7 (1928/9/16)	24.5 (2015/7/28)	23.5 (1977/7/7)	23.2 (1950/8/10)	1926/1 <u>2023/12</u>																																																																																																																																																										
日最大1時間降水量(mm)		78.0 (1947/9/15)	76.5 (2015/7/28)	76.0 (1989/9/23)	75.5 (2016/8/22)	72.0 (1959/9/26)	1926/1 <u>2023/12</u>																																																																																																																																																										
年降水量の多い方から(mm)		2444.2 (1928)	2070.6 (1938)	1966.0 (1991)	1887.2 (1950)	1868.1 (1948)	1926年 <u>2023年</u>																																																																																																																																																										
年降水量の少ない方から(mm)		779.0 (1973)	818.5 (1987)	866.0 (1984)	885.5 (1978)	901.0 (1997)	1926年 <u>2023年</u>																																																																																																																																																										
日最高気温の高い方から(℃)		39.3 (1994/8/7)	39.2 (2018/7/23)	39.1 (1997/7/6)	39.0 (1990/7/19)	38.7 (2001/7/13)	1926/1 <u>2023/12</u>																																																																																																																																																										
日最低気温の低い方から(℃)		-15.8 (1954/1/27)	-14.5 (1954/1/28)	-14.4 (1945/2/23)	-14.0 (1936/1/31)	-13.8 (1945/2/5)	1926/1 <u>2023/12</u>																																																																																																																																																										
日最大風速・風向(m/s)		19.6 北西 (1952/7/4)	18.2 南南東 (1966/9/25)	17.6 北 (1952/6/27)	16.5 北西 (1955/2/20)	16.1 北 (1938/9/1)	1926/1 <u>2023/12</u>																																																																																																																																																										
日最大瞬間風速・風向(m/s)		35.5 南東 (1966/9/25)	31.8 北西 (1952/7/4)	31.2 南東 (1982/8/2)	28.7 南 (1959/9/27)	28.2 南東 (1965/9/17)	1951/1 <u>2023/12</u>																																																																																																																																																										
要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間																																																																																																																																																										
日降水量(mm)		519.7 (1947/9/15)	511.0 (2019/10/12)	422.2 (1928/7/31)	394.0 (1999/8/14)	350.4 (1941/7/22)	1926/1 <u>2020/7</u>																																																																																																																																																										
日最大10分間降水量(mm)		39.6 (1952/7/4)	30.7 (1928/9/16)	24.5 (2015/7/28)	23.5 (1977/7/7)	23.2 (1950/8/10)	1926/1 <u>2020/7</u>																																																																																																																																																										
日最大1時間降水量(mm)		78.0 (1947/9/15)	76.5 (2015/7/28)	76.0 (1989/9/23)	75.5 (2016/8/22)	72.0 (1959/9/26)	1926/1 <u>2020/7</u>																																																																																																																																																										
年降水量の多い方から(mm)		2444.2 (1928)	2070.6 (1938)	1966.0 (1991)	1887.2 (1950)	1868.1 (1948)	1926年 <u>2020年</u>																																																																																																																																																										
年降水量の少ない方から(mm)		779.0 (1973)	818.5 (1987)	866.0 (1984)	885.5 (1978)	901.0 (1997)	1926年 <u>2020年</u>																																																																																																																																																										
日最高気温の高い方から(℃)		39.3 (1994/8/7)	39.2 (2018/7/23)	39.1 (1997/7/6)	39.0 (1990/7/19)	38.7 (2001/7/13)	1926/1 <u>2020/7</u>																																																																																																																																																										
日最低気温の低い方から(℃)		-15.8 (1954/1/27)	-14.5 (1954/1/28)	-14.4 (1945/2/23)	-14.0 (1936/1/31)	-13.8 (1945/2/5)	1926/1 <u>2020/7</u>																																																																																																																																																										
日最大風速・風向(m/s)		19.6 北西 (1952/7/4)	18.2 南南東 (1966/9/25)	17.6 北 (1952/6/27)	16.5 北西 (1955/2/20)	16.1 北 (1938/9/1)	1926/1 <u>2020/7</u>																																																																																																																																																										
日最大瞬間風速・風向(m/s)		35.5 南東 (1966/9/25)	31.8 北西 (1952/7/4)	31.2 南東 (1982/8/2)	28.7 南 (1959/9/27)	28.2 南東 (1965/9/17)	1951/1 <u>2020/7</u>																																																																																																																																																										

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新

(P. 1-30)

第3 社会環境の特性

1 人口

(1) 人口・世帯数の推移

市の人口の推移を過去40年で見ると減少傾向を示しており、40年の間に17,201人減少し、令和2年現在59,674人となっている。
それに対し、世帯数は、平成12年までは増加傾向にあったが平成12年をピークに減少に転じ、ここ40年間では2,761世帯増加しているものの、ピーク時の平成12年からは719世帯減少している。

■人口・世帯数等の推移 [国勢調査、各年10月1日現在]

年	区分	世帯数	人口	1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
昭和55年(1980)		21,161	76,875	3.6	133
昭和60年(1985)		21,740	76,275	3.5	132
平成2年(1990)		22,743	75,845	3.3	131
平成7年(1995)		24,045	75,618	3.1	131
平成12年(2000)		24,641	73,875	3.0	128
平成17年(2005)		24,365	70,563	2.9	122
平成22年(2010)		24,146	66,955	2.8	116
平成27年(2015)		24,038	63,555	2.6	110
令和2年(2020)		23,922	59,674	2.5	103

注) 平成12年以前の値は、国勢調査のデータを用い市町村合併を考慮して集計した。
人口密度は、市の面積を577.83km²として算定した。

■人口・世帯数等の推移
(グラフ略)

(P. 1-31)

(2) 年齢別人口

市の人口は、令和2年10月1日(国勢調査)現在59,391人となっている。
そのうち、年齢別人口の割合は、年少人口が11.1%、生産年齢人口が54.7%、老年人口が34.2%であり、その中で75歳以上の割合は18.1%となっている。

■年齢別人口 [国勢調査 令和2年10月1日現在]

区分	総数(人)	構成比(%)	男(人)	女(人)	
年少人口	0~14歳	6,590	11.1	3,335	3,255
生産年齢人口	15~64歳	32,459	54.7	16,610	15,849
老年人口	65歳以上	20,304	34.2	8,939	11,403
	(75歳以上)	(10,737)	(18.1)	(4,232)	(6,505)
合計		59,391	100.0	28,884	30,507

旧

(P. 1-30)

第3 社会環境の特性

1 人口

(1) 人口・世帯数の推移

市の人口の推移を過去35年で見ると減少傾向を示しており、35年の間に13,330人減少し、平成27年現在63,545人となっている。
それに対し、世帯数は、平成12年までは増加傾向にあったが平成12年をピークに減少に転じ、ここ35年間では2,878世帯増加しているものの、ピーク時の平成12年からは602世帯減少している。

■人口・世帯数等の推移 [国勢調査、各年10月1日現在]

年	区分	世帯数	人口	1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
昭和55年(1980)		21,161	76,875	3.6	133
昭和60年(1985)		21,803	76,275	3.5	132
平成2年(1990)		22,743	75,845	3.3	131
平成7年(1995)		24,045	75,618	3.1	131
平成12年(2000)		24,641	73,875	3.0	128
平成17年(2005)		24,365	70,563	2.9	122
平成22年(2010)		24,146	66,955	2.8	116
平成27年(2015)		24,039	63,545	2.6	110
追加					

注) 平成12年以前の値は、国勢調査のデータを用い市町村合併を考慮して集計した。
平成27年の値は、速報値。人口密度は、市の面積を577.83km²として算定した。

■人口・世帯数等の推移
(グラフ略)

(P. 1-31)

(2) 年齢別人口

市の人口は、平成27年10月1日(住民基本台帳)現在65,438人となっている。
そのうち、年齢別人口の割合は、年少人口が11.9%、生産年齢人口が57.9%、老年人口が30.1%であり、その中で75歳以上の割合は15.9%となっている。

■年齢別人口 [住民基本台帳、平成27年10月1日現在]

区分	総数(人)	構成比(%)	男(人)	女(人)	
年少人口	0~14歳	7,792	11.9	3,989	3,803
生産年齢人口	15~64歳	37,920	57.9	19,457	18,463
老年人口	65歳以上	19,726	30.1	8,553	11,173
	(75歳以上)	(10,377)	(15.9)	(4,034)	(6,343)
合計		65,438	100.0	100.0	31,999

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																				
<p>(3) 昼夜別人口</p> <p>市の夜間人口は<u>59,674</u>人、昼間人口は<u>57,703</u>人であり、昼間人口は夜間人口に比べ<u>1,971</u>人少ない。</p> <p>■昼夜別人口 [国勢調査 <u>令和2年</u>10月1日現在]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">常住地による人口</th> <th colspan="2">従業地・通学地による人口</th> <th rowspan="2">昼夜間人口 比率 (%)</th> </tr> <tr> <th>夜間人口 (人)</th> <th>他市区町村で 従業・通学 (人)</th> <th>昼間人口 (人)</th> <th>他市区町村に 常住 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>59,674</u></td> <td><u>9,200</u></td> <td><u>57,703</u></td> <td><u>7,229</u></td> <td><u>96.7</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 市外への通勤者及び通学者数</p> <p>首都圏の昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。市外への通勤及び通学者の総数は<u>8,827</u>人で、そのうち県外へは<u>1,052</u>人が通勤・通学している。</p> <p>■市からの就業・通学者数 (15歳以上) [<u>令和2年</u>10月1日現在]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>計</th> <th>就業者</th> <th>通学者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当地に常住する就業者・通学者※1</td> <td><u>30,599</u></td> <td><u>28,061</u></td> <td><u>2,538</u></td> </tr> <tr> <td>秩父市で従業・通学</td> <td><u>21,566</u></td> <td><u>20,335</u></td> <td><u>1,231</u></td> </tr> <tr> <td>他市区町村で従業・通学※2</td> <td><u>8,827</u></td> <td><u>7,552</u></td> <td><u>1,275</u></td> </tr> <tr> <td> 県内</td> <td><u>7,775</u></td> <td><u>6,902</u></td> <td><u>873</u></td> </tr> <tr> <td> 小鹿野町</td> <td><u>1,323</u></td> <td><u>1,259</u></td> <td><u>64</u></td> </tr> <tr> <td> 皆野町</td> <td><u>1,069</u></td> <td><u>1,048</u></td> <td><u>21</u></td> </tr> <tr> <td> 横瀬町</td> <td><u>881</u></td> <td><u>879</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td> <u>深谷市</u></td> <td><u>568</u></td> <td><u>494</u></td> <td><u>74</u></td> </tr> <tr> <td> <u>熊谷市</u></td> <td><u>546</u></td> <td><u>417</u></td> <td><u>129</u></td> </tr> <tr> <td> <u>寄居町</u></td> <td><u>514</u></td> <td><u>467</u></td> <td><u>47</u></td> </tr> <tr> <td> <u>長瀬町</u></td> <td><u>501</u></td> <td><u>501</u></td> <td><u>-</u></td> </tr> <tr> <td> <u>本庄市</u></td> <td><u>346</u></td> <td><u>251</u></td> <td><u>95</u></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td><u>2,027</u></td> <td><u>1,586</u></td> <td><u>441</u></td> </tr> <tr> <td> 県外</td> <td><u>1,052</u></td> <td><u>650</u></td> <td><u>402</u></td> </tr> <tr> <td> 東京都</td> <td><u>802</u></td> <td><u>450</u></td> <td><u>352</u></td> </tr> <tr> <td> 特別区部</td> <td><u>587</u></td> <td><u>324</u></td> <td><u>273</u></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td><u>205</u></td> <td><u>126</u></td> <td><u>79</u></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td><u>250</u></td> <td><u>200</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> </tbody> </table>	常住地による人口		従業地・通学地による人口		昼夜間人口 比率 (%)	夜間人口 (人)	他市区町村で 従業・通学 (人)	昼間人口 (人)	他市区町村に 常住 (人)	<u>59,674</u>	<u>9,200</u>	<u>57,703</u>	<u>7,229</u>	<u>96.7</u>	区分	計	就業者	通学者	当地に常住する就業者・通学者※1	<u>30,599</u>	<u>28,061</u>	<u>2,538</u>	秩父市で従業・通学	<u>21,566</u>	<u>20,335</u>	<u>1,231</u>	他市区町村で従業・通学※2	<u>8,827</u>	<u>7,552</u>	<u>1,275</u>	県内	<u>7,775</u>	<u>6,902</u>	<u>873</u>	小鹿野町	<u>1,323</u>	<u>1,259</u>	<u>64</u>	皆野町	<u>1,069</u>	<u>1,048</u>	<u>21</u>	横瀬町	<u>881</u>	<u>879</u>	<u>2</u>	<u>深谷市</u>	<u>568</u>	<u>494</u>	<u>74</u>	<u>熊谷市</u>	<u>546</u>	<u>417</u>	<u>129</u>	<u>寄居町</u>	<u>514</u>	<u>467</u>	<u>47</u>	<u>長瀬町</u>	<u>501</u>	<u>501</u>	<u>-</u>	<u>本庄市</u>	<u>346</u>	<u>251</u>	<u>95</u>	その他	<u>2,027</u>	<u>1,586</u>	<u>441</u>	県外	<u>1,052</u>	<u>650</u>	<u>402</u>	東京都	<u>802</u>	<u>450</u>	<u>352</u>	特別区部	<u>587</u>	<u>324</u>	<u>273</u>	その他	<u>205</u>	<u>126</u>	<u>79</u>	その他	<u>250</u>	<u>200</u>	<u>50</u>	<p>(3) 昼夜別人口</p> <p>市の夜間人口は<u>66,955</u>人、昼間人口は<u>64,661</u>人であり、昼間人口は夜間人口に比べ<u>2,294</u>人少ない。</p> <p>■昼夜別人口 [国勢調査 <u>平成22年</u>10月1日現在]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">常住地による人口</th> <th colspan="2">従業地・通学地による人口</th> <th rowspan="2">昼夜間人口 比率 (%)</th> </tr> <tr> <th>夜間人口 (人)</th> <th>他市区町村で 従業・通学 (人)</th> <th>昼間人口 (人)</th> <th>他市区町村に 常住 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>66,955</u></td> <td><u>9,458</u></td> <td><u>64,661</u></td> <td><u>7,164</u></td> <td><u>96.6</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 市外への通勤者及び通学者数</p> <p>首都圏の昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。市外への通勤及び通学者の総数は<u>9,911</u>人で、そのうち県外へは<u>1,194</u>人が通勤・通学している。</p> <p>■市からの就業・通学者数 (15歳以上) [<u>平成22年</u>10月1日現在]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>計</th> <th>就業者</th> <th>通学者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当地に常住する就業者・通学者※1</td> <td><u>33,675</u></td> <td><u>30,232</u></td> <td><u>3,443</u></td> </tr> <tr> <td>秩父市で従業・通学</td> <td><u>23,661</u></td> <td><u>22,035</u></td> <td><u>1,626</u></td> </tr> <tr> <td>他市区町村で従業・通学※2</td> <td><u>9,911</u></td> <td><u>8,103</u></td> <td><u>1,808</u></td> </tr> <tr> <td> 県内</td> <td><u>8,230</u></td> <td><u>7,018</u></td> <td><u>1,212</u></td> </tr> <tr> <td> 小鹿野町</td> <td><u>1,326</u></td> <td><u>1,239</u></td> <td><u>87</u></td> </tr> <tr> <td> 皆野町</td> <td><u>1,271</u></td> <td><u>1,118</u></td> <td><u>153</u></td> </tr> <tr> <td> 横瀬町</td> <td><u>916</u></td> <td><u>916</u></td> <td><u>-</u></td> </tr> <tr> <td> <u>熊谷市</u></td> <td><u>696</u></td> <td><u>520</u></td> <td><u>176</u></td> </tr> <tr> <td> <u>長瀬町</u></td> <td><u>525</u></td> <td><u>525</u></td> <td><u>-</u></td> </tr> <tr> <td> <u>飯能市</u></td> <td><u>504</u></td> <td><u>339</u></td> <td><u>165</u></td> </tr> <tr> <td> <u>深谷市</u></td> <td><u>491</u></td> <td><u>421</u></td> <td><u>70</u></td> </tr> <tr> <td> <u>寄居町</u></td> <td><u>466</u></td> <td><u>423</u></td> <td><u>43</u></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td><u>2,035</u></td> <td><u>1,517</u></td> <td><u>518</u></td> </tr> <tr> <td> 県外</td> <td><u>1,194</u></td> <td><u>676</u></td> <td><u>518</u></td> </tr> <tr> <td> 東京都</td> <td><u>945</u></td> <td><u>480</u></td> <td><u>465</u></td> </tr> <tr> <td> 特別区部</td> <td><u>710</u></td> <td><u>351</u></td> <td><u>359</u></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td><u>235</u></td> <td><u>129</u></td> <td><u>106</u></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td><u>249</u></td> <td><u>196</u></td> <td><u>53</u></td> </tr> </tbody> </table>	常住地による人口		従業地・通学地による人口		昼夜間人口 比率 (%)	夜間人口 (人)	他市区町村で 従業・通学 (人)	昼間人口 (人)	他市区町村に 常住 (人)	<u>66,955</u>	<u>9,458</u>	<u>64,661</u>	<u>7,164</u>	<u>96.6</u>	区分	計	就業者	通学者	当地に常住する就業者・通学者※1	<u>33,675</u>	<u>30,232</u>	<u>3,443</u>	秩父市で従業・通学	<u>23,661</u>	<u>22,035</u>	<u>1,626</u>	他市区町村で従業・通学※2	<u>9,911</u>	<u>8,103</u>	<u>1,808</u>	県内	<u>8,230</u>	<u>7,018</u>	<u>1,212</u>	小鹿野町	<u>1,326</u>	<u>1,239</u>	<u>87</u>	皆野町	<u>1,271</u>	<u>1,118</u>	<u>153</u>	横瀬町	<u>916</u>	<u>916</u>	<u>-</u>	<u>熊谷市</u>	<u>696</u>	<u>520</u>	<u>176</u>	<u>長瀬町</u>	<u>525</u>	<u>525</u>	<u>-</u>	<u>飯能市</u>	<u>504</u>	<u>339</u>	<u>165</u>	<u>深谷市</u>	<u>491</u>	<u>421</u>	<u>70</u>	<u>寄居町</u>	<u>466</u>	<u>423</u>	<u>43</u>	その他	<u>2,035</u>	<u>1,517</u>	<u>518</u>	県外	<u>1,194</u>	<u>676</u>	<u>518</u>	東京都	<u>945</u>	<u>480</u>	<u>465</u>	特別区部	<u>710</u>	<u>351</u>	<u>359</u>	その他	<u>235</u>	<u>129</u>	<u>106</u>	その他	<u>249</u>	<u>196</u>	<u>53</u>
常住地による人口		従業地・通学地による人口		昼夜間人口 比率 (%)																																																																																																																																																																																	
夜間人口 (人)	他市区町村で 従業・通学 (人)	昼間人口 (人)	他市区町村に 常住 (人)																																																																																																																																																																																		
<u>59,674</u>	<u>9,200</u>	<u>57,703</u>	<u>7,229</u>	<u>96.7</u>																																																																																																																																																																																	
区分	計	就業者	通学者																																																																																																																																																																																		
当地に常住する就業者・通学者※1	<u>30,599</u>	<u>28,061</u>	<u>2,538</u>																																																																																																																																																																																		
秩父市で従業・通学	<u>21,566</u>	<u>20,335</u>	<u>1,231</u>																																																																																																																																																																																		
他市区町村で従業・通学※2	<u>8,827</u>	<u>7,552</u>	<u>1,275</u>																																																																																																																																																																																		
県内	<u>7,775</u>	<u>6,902</u>	<u>873</u>																																																																																																																																																																																		
小鹿野町	<u>1,323</u>	<u>1,259</u>	<u>64</u>																																																																																																																																																																																		
皆野町	<u>1,069</u>	<u>1,048</u>	<u>21</u>																																																																																																																																																																																		
横瀬町	<u>881</u>	<u>879</u>	<u>2</u>																																																																																																																																																																																		
<u>深谷市</u>	<u>568</u>	<u>494</u>	<u>74</u>																																																																																																																																																																																		
<u>熊谷市</u>	<u>546</u>	<u>417</u>	<u>129</u>																																																																																																																																																																																		
<u>寄居町</u>	<u>514</u>	<u>467</u>	<u>47</u>																																																																																																																																																																																		
<u>長瀬町</u>	<u>501</u>	<u>501</u>	<u>-</u>																																																																																																																																																																																		
<u>本庄市</u>	<u>346</u>	<u>251</u>	<u>95</u>																																																																																																																																																																																		
その他	<u>2,027</u>	<u>1,586</u>	<u>441</u>																																																																																																																																																																																		
県外	<u>1,052</u>	<u>650</u>	<u>402</u>																																																																																																																																																																																		
東京都	<u>802</u>	<u>450</u>	<u>352</u>																																																																																																																																																																																		
特別区部	<u>587</u>	<u>324</u>	<u>273</u>																																																																																																																																																																																		
その他	<u>205</u>	<u>126</u>	<u>79</u>																																																																																																																																																																																		
その他	<u>250</u>	<u>200</u>	<u>50</u>																																																																																																																																																																																		
常住地による人口		従業地・通学地による人口		昼夜間人口 比率 (%)																																																																																																																																																																																	
夜間人口 (人)	他市区町村で 従業・通学 (人)	昼間人口 (人)	他市区町村に 常住 (人)																																																																																																																																																																																		
<u>66,955</u>	<u>9,458</u>	<u>64,661</u>	<u>7,164</u>	<u>96.6</u>																																																																																																																																																																																	
区分	計	就業者	通学者																																																																																																																																																																																		
当地に常住する就業者・通学者※1	<u>33,675</u>	<u>30,232</u>	<u>3,443</u>																																																																																																																																																																																		
秩父市で従業・通学	<u>23,661</u>	<u>22,035</u>	<u>1,626</u>																																																																																																																																																																																		
他市区町村で従業・通学※2	<u>9,911</u>	<u>8,103</u>	<u>1,808</u>																																																																																																																																																																																		
県内	<u>8,230</u>	<u>7,018</u>	<u>1,212</u>																																																																																																																																																																																		
小鹿野町	<u>1,326</u>	<u>1,239</u>	<u>87</u>																																																																																																																																																																																		
皆野町	<u>1,271</u>	<u>1,118</u>	<u>153</u>																																																																																																																																																																																		
横瀬町	<u>916</u>	<u>916</u>	<u>-</u>																																																																																																																																																																																		
<u>熊谷市</u>	<u>696</u>	<u>520</u>	<u>176</u>																																																																																																																																																																																		
<u>長瀬町</u>	<u>525</u>	<u>525</u>	<u>-</u>																																																																																																																																																																																		
<u>飯能市</u>	<u>504</u>	<u>339</u>	<u>165</u>																																																																																																																																																																																		
<u>深谷市</u>	<u>491</u>	<u>421</u>	<u>70</u>																																																																																																																																																																																		
<u>寄居町</u>	<u>466</u>	<u>423</u>	<u>43</u>																																																																																																																																																																																		
その他	<u>2,035</u>	<u>1,517</u>	<u>518</u>																																																																																																																																																																																		
県外	<u>1,194</u>	<u>676</u>	<u>518</u>																																																																																																																																																																																		
東京都	<u>945</u>	<u>480</u>	<u>465</u>																																																																																																																																																																																		
特別区部	<u>710</u>	<u>351</u>	<u>359</u>																																																																																																																																																																																		
その他	<u>235</u>	<u>129</u>	<u>106</u>																																																																																																																																																																																		
その他	<u>249</u>	<u>196</u>	<u>53</u>																																																																																																																																																																																		

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧
<p>(P. 1-32)</p> <p>(5) 要配慮者人口</p> <p>市の要配慮者の人口については、<u>国勢調査</u>、住民基本台帳、要介護認定及び障がい者手帳で把握可能な要配慮者について次のとおり整理した。</p> <p>ア 高齢者</p> <p>市の65歳以上の高齢者は、<u>令和2年</u>10月1日現在<u>20,342</u>人で全体の<u>34.2%</u>を占め、なかでも災害時に特に配慮が必要と考えられる75歳以上の高齢者は、<u>10,737</u>人で全体の<u>18.1%</u>となっている。また、要介護認定者数は、<u>3,939</u>人となっている。</p> <p>イ 乳幼児</p> <p>市の6歳未満の乳幼児は、<u>令和2年</u>10月1日現在<u>2,225</u>人で全体の<u>3.7%</u>となっている。</p> <p>ウ 障がい者</p> <p>市の障がい者手帳所持者数は、<u>令和5年</u>4月1日現在<u>3,169</u>人で全体の<u>5.4%</u>となっている。</p> <p>エ 外国人</p> <p>市の外国人の人口は、<u>令和2年</u>10月1日現在<u>537</u>人で全体の<u>0.9%</u>となっている。</p> <p>2 建物</p> <p>(前段略)</p> <p>市の住宅棟数は、平成<u>30</u>年10月1日現在、全部で<u>23,860</u>棟あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は<u>8,340</u>棟で全体の約<u>35.0%</u>を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は<u>4,700</u>棟で全体の約19.7%となっている。</p> <p>市の住宅について、建築時期別、構造別、建て方別に集計した結果を次に示す。</p> <p>なお、市では「<u>改定</u>秩父市建築物耐震改修促進計画」(<u>令和元年7月</u>)を策定しており、市の住宅耐震化率の目標を<u>令和5年度末</u>までに<u>95%</u>としている。</p> <p>■建築時期別、建物構造別住宅数 [平成<u>30</u>年10月1日現在] <u>(グラフ略)</u></p>	<p>(P. 1-32)</p> <p>(5) 要配慮者人口</p> <p>市の要配慮者の人口については、住民基本台帳、要介護認定及び障がい者手帳で把握可能な要配慮者について次のとおり整理した。</p> <p>ア 高齢者</p> <p>市の65歳以上の高齢者は、<u>平成27年</u>10月1日現在<u>19,726</u>人で全体の<u>30.1%</u>を占め、なかでも災害時に特に配慮が必要と考えられる75歳以上の高齢者は、<u>10,377</u>人で全体の<u>15.9%</u>となっている。また、要介護認定者数は、<u>3,506</u>人となっている。</p> <p>イ 乳幼児</p> <p>市の6歳未満の乳幼児は、<u>平成27年</u>10月1日現在<u>2,757</u>人で全体の<u>4.2%</u>となっている。</p> <p>ウ 障がい者</p> <p>市の障がい者手帳所持者数は、<u>平成27年</u>4月1日現在<u>3,330</u>人で全体の<u>5.1%</u>となっている。</p> <p>エ 外国人</p> <p>市の外国人の人口は、<u>平成27年</u>10月1日現在<u>512</u>人で全体の<u>0.8%</u>となっている。</p> <p>2 建物</p> <p>(前段略)</p> <p>市の住宅棟数は、平成<u>25</u>年10月1日現在、全部で<u>24,020</u>棟あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は<u>9,300</u>棟で全体の約<u>38.8%</u>を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は<u>4,730</u>棟で全体の約19.7%となっている。</p> <p>市の住宅について、建築時期別、構造別、建て方別に集計した結果を次に示す。</p> <p>なお、市では「<u>_____</u>秩父市建築物耐震改修促進計画」(<u>平成20年11月</u>)を策定しており、市の住宅耐震化率の目標を<u>平成27年度末</u>までに<u>90%</u>としている。</p> <p>■建築時期別、建物構造別住宅数 [平成<u>25</u>年10月1日現在] <u>(グラフ略)</u></p>

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新									旧								
(P. 1 - 3 3)									(P. 1 - 3 3)								
■建築時期別、構造別、建て方別住宅数 [平成30年10月1日現在]									■建築時期別、構造別、建て方別住宅数 [平成25年10月1日現在]								
区分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅				その他	区分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅				その他
				総数	1～2階建	3～5階建	6階建以上						総数	1～2階建	3～5階建	6階建以上	
<住宅総数>	23,860	19,980	960	2,880	2,050	790	40	50	<住宅総数>	24,020	20,430	810	2,690	1,760	920	10	90
昭和45年以前	4,700	4,390	240	70	30	40	-	10	昭和45年以前	4,730	4,240	280	190	190	-	-	20
昭和46年～55年	3,640	3,020	180	440	180	260	-	10	昭和46年～55年	4,570	3,800	300	450	340	110	-	20
昭和56年～平成2年	3,810	3,300	170	350	170	150	30	-	昭和56年～平成2年	4,140	3,610	40	480	220	240	10	10
平成3年～12年	4,100	3,420	30	640	470	170	-	10	平成3年～12年	4,890	3,890	10	980	520	450	-	10
平成13年～22年	3,410	3,050	30	400	350	50	-	10	平成13年～17年	1,740	1,640	30	70	50	20	-	-
平成23年～27年	1,840	1,450	60	310	300	-	10	10	平成18年～22年	2,490	2,280	10	200	160	40	-	-
平成28年～30年	930	740	60	120	120	-	-	-	平成23年～25年9月	810	790	10	-	-	-	-	10
<木造>	20,650	18,960	690	970	960	10	-	30	<木造>	21,530	19,780	700	1,010	990	20	-	40
昭和45年以前	4,350	4,190	130	10	10	-	-	10	昭和45年以前	4,600	4,190	270	120	120	-	-	20
昭和46年～55年	3,150	2,900	160	80	80	-	-	10	昭和46年～55年	4,200	3,720	300	170	170	-	-	0
昭和56年～平成2年	3,400	3,210	80	120	120	-	-	-	昭和56年～平成2年	3,550	3,460	40	50	50	10	-	0
平成3年～12年	3,440	3,180	30	230	230	-	-	-	平成3年～12年	4,140	3,740	-	380	370	10	-	10
平成13年～22年	2,940	2,800	30	100	90	10	-	10	平成13年～17年	1,660	1,590	10	50	50	-	-	0
平成23年～27年	1,530	1,370	50	100	100	-	-	-	平成18年～22年	2,210	2,140	10	60	60	-	-	0
平成28年～30年	840	700	30	110	110	-	-	-	平成23年～25年9月	760	750	-	-	-	-	-	10
<非木造>	3,220	1,020	270	1,910	1,090	780	40	20	<非木造>	2,480	640	100	1,680	780	890	10	50
昭和45年以前	360	190	110	60	20	40	-	-	昭和45年以前	140	50	10	70	70	-	-	10
昭和46年～55年	500	120	20	360	100	260	-	-	昭和46年～55年	370	80	-	280	170	110	-	20
昭和56年～平成2年	410	90	90	230	60	150	30	-	昭和56年～平成2年	590	150	-	430	180	230	10	10
平成3年～12年	650	240	-	410	240	170	-	10	平成3年～12年	750	130	10	600	160	450	-	-
平成13年～22年	540	250	-	300	260	40	-	-	平成13年～17年	80	40	20	20	-	20	-	-
平成23年～27年	310	80	10	210	200	-	10	10	平成18年～22年	270	140	-	140	100	40	-	-
平成28年～30年	80	40	40	10	10	-	-	-	平成23年～25年9月	50	40	10	-	-	-	-	-

注1) 「長屋建」とは二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入り口をもっているものをいい、「共同住宅」とは一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。

注2) 各欄の住宅数は、数字を丸め概数としているため総数と一致しないことがある。

資料) 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査報告」

3 道路交通
(2) 公共交通

市の公共交通として、西武鉄道及び秩父鉄道の鉄道2路線と西武観光バス、秩父市営バス及び小鹿野町営バスによる路線バス16系統、乗合タクシー、タクシーが運行している。
後段(略)

注1) 「共同住宅」は複数の住戸が階を重ねて集合して1棟を構成する形式のものをいい、「長屋」とは全住戸が敷地から建築物内を介さずに直接出入りする形式をいう。

注2) 各欄の住宅数は、数字を丸め概数としているため総数と一致しないことがある。

資料) 総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査報告」

3 道路交通
(2) 公共交通

市の公共交通は、西武鉄道及び秩父鉄道の鉄道2路線と西武観光バス、秩父市営バス及び小鹿野町営バスによる路線バス22系統により構成されている。
後段(略)

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧
<p>(P. 1-34)</p> <p>4 土地利用</p> <p>市の土地利用を地目別<u>土地面積</u>の割合で見ると、<u>山林が最も多く20951.9haとなっており</u>、以下順に、畑の<u>1590.8ha</u>、宅地の<u>1329.1ha</u>、雑種地の<u>734.2ha</u>となっている。 <u>(後段削除)</u></p> <p>■地目別<u>土地面積</u> [令和4年1月1日現在] <u>(表、注釈略)</u></p> <p>■地目別<u>土地面積の割合</u> <u>(グラフ略)</u></p>	<p>(P. 1-34)</p> <p>4 土地利用</p> <p>市の土地利用を地目別<u>面積</u>の割合で見ると、<u>その他を除くと山林が最も多く全体の35.34%を占め</u>、以下順に、畑の<u>3.39%</u>、宅地の<u>2.21%</u>、雑種地の<u>1.13%</u>となっている。 <u>ただし、地目その他のほとんどを保安林が占めることから、市の実質的な森林面積の割合は市の面積全体の約87%となっている。</u></p> <p>■地目別<u>面積</u> [平成26年1月1日現在] <u>(表、注釈略)</u></p> <p>■地目別<u>面積の割合</u> <u>(グラフ略)</u></p>
<p>(P. 2-9)</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 市の防災力の強化</p> <p>第2節 緊急対応活動のための準備</p> <p>第1 災害情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>3 通信施設の整備</p> <p>(5) ちちぶ安心・安全メールの整備</p> <p><u>市は、平成25年8月1日から横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町と「ちちぶ安心・安全メール」の運用を行っているが、防災情報等を迅速かつ正確に住民へ情報提供するため、新たなメール配信システムの整備を進める。</u></p>	<p>(P. 2-9)</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 市の防災力の強化</p> <p>第2節 緊急対応活動のための準備</p> <p>第1 災害情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>3 通信施設の整備</p> <p>(5) ちちぶ安心・安全メールの整備</p> <p><u>市は、これまでの「秩父市安心・安全メール」を「ちちぶ安心・安全メール」として、横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の情報を加えるなど内容の充実を図り、平成25年8月1日からリニューアルして配信している。</u></p>
<p>(P. 2-23)</p> <p>第5 避難活動体制の整備</p> <p>3 <u>指定</u>福祉避難所の設置</p> <p>市は、高齢者、障がい者などの要配慮者が<u>直接に避難できる施設として指定</u>福祉避難所の設置促進を図るとともに、<u>施設ごとに受入対象者の調整等を行う。</u></p> <p>今後、<u>指定</u>福祉避難所を設置する場合には、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用するとともに、災害時の受入体制及び移送体制、医療・介護への対応等について事前の体制整備に努める。</p> <p>4 避難誘導體制の整備</p> <p>(3) 要配慮者に係る避難誘導體制の整備</p> <p>市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から要配慮者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。<u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 個別避難計画の作成</u></p> <p><u>市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、個別避難計画を作成する。</u></p>	<p>(P. 2-23)</p> <p>第5 避難活動体制の整備</p> <p>3 <u>福祉</u>避難所の設置</p> <p>市は、高齢者、障がい者などの要配慮者<u>に対する二次的避難の利用を目的とした</u>福祉避難所の設置促進を図る<u>。</u></p> <p>今後、福祉避難所を設置する場合には、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用するとともに、災害時の受入体制及び移送体制、医療・介護への対応等について事前の体制整備に努める。</p> <p>4 避難誘導體制の整備</p> <p>(3) 要配慮者に係る避難誘導體制の整備</p> <p>市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から要配慮者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。<u>(「個別計画」の作成)</u></p> <p><u>(4) 追加</u></p>

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧																																																																																
<p><u>(5) 避難確保計画の策定</u> 市は、土砂災害警戒区域内に存在する要配慮者利用施設について、本計画にその名称及び所在地が定められた施設の要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難確保計画の策定を支援する。 ☞【資料3. 11】『要配慮者利用施設一覧』参照</p> <p>(P. 2-24)</p> <p>5 避難所の管理運営体制の整備 (3) 避難所機能の充実 市は、避難所における備蓄機能、情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能（LPガス、大型鍋等）、<u>衛生機能（仮設トイレやマンホールトイレ等）</u>、プライバシー保護に関する設備（間仕切りパネル、簡易更衣室等）の確保を検討するとともに、プール、受水槽等により、生活用水の確保に努める。</p> <p>(P. 2-36)</p> <p>第2 給水体制の整備 1 行政備蓄の推進 (2) 目標給水量 (本文略)</p> <p>■一日当たりの給水目標</p> <table border="1" data-bbox="261 1052 1282 1354"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> <th>主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生から3日</td> <td>3 ℓ/人・日</td> <td>生命維持に最小必要な水量</td> <td>タンク車</td> </tr> <tr> <td><u>災害発生から10日</u></td> <td>20 ℓ/人・日</td> <td>炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量</td> <td>配水幹線付近の仮設給水栓</td> </tr> <tr> <td><u>災害発生から21日</u></td> <td>100 ℓ/人・日</td> <td>通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量</td> <td>配水支線上の仮設給水栓</td> </tr> <tr> <td><u>災害発生から28日</u></td> <td>250 ℓ/人・日</td> <td>ほぼ通常の生活に必要な水量</td> <td>仮配管からの各戸給水、供用栓</td> </tr> </tbody> </table> <p>(P. 2-41)</p> <p>第3 食料・生活関連物資供給体制の整備 3 防災用資機材の備蓄 (本文略)</p> <p>■備蓄品目 <u>(例)</u></p> <table border="1" data-bbox="261 1650 1252 1816"> <tbody> <tr> <td>・浄水装置</td> <td>・発電機</td> <td>・非常用飲料水袋</td> <td>・投光機</td> </tr> <tr> <td>・<u>LEDライト</u></td> <td>・<u>ブルーシート</u></td> <td>・簡易トイレ</td> <td>・仮設トイレ</td> </tr> <tr> <td>・<u>マンホールトイレ</u></td> <td>・移送用具（リヤカー、担架等）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎりなど）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋など）</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法	災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量	タンク車	<u>災害発生から10日</u>	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓	<u>災害発生から21日</u>	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓	<u>災害発生から28日</u>	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓	・浄水装置	・発電機	・非常用飲料水袋	・投光機	・ <u>LEDライト</u>	・ <u>ブルーシート</u>	・簡易トイレ	・仮設トイレ	・ <u>マンホールトイレ</u>	・移送用具（リヤカー、担架等）			・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎりなど）				・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋など）				<p><u>(5) 追加</u></p> <p>(P. 2-24)</p> <p>5 避難所の管理運営体制の整備 (3) 避難所機能の充実 市は、避難所における備蓄機能、情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能（LPガス、大型鍋等）、 プライバシー保護に関する設備（間仕切りパネル、簡易更衣室等）の確保を検討するとともに、プール、受水槽等により、生活用水の確保に努める。</p> <p>(P. 2-35)</p> <p>第3節 生活維持活動のための準備 第2 給水体制の整備 1 行政備蓄の推進 (2) 目標給水量 (本文略)</p> <p>■一日当たりの給水目標</p> <table border="1" data-bbox="1644 1052 2617 1388"> <thead> <tr> <th>時期区分</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> <th>主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生から3日</td> <td>3 ℓ/人・日</td> <td>生命維持に最小必要な水量</td> <td>タンク車</td> </tr> <tr> <td><u>4日から10日</u></td> <td>20 ℓ/人・日</td> <td>炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量</td> <td>配水幹線付近の仮設給水栓</td> </tr> <tr> <td><u>11日から15日</u></td> <td>100 ℓ/人・日</td> <td>通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量</td> <td>配水支線上の仮設給水栓</td> </tr> <tr> <td><u>16日から21日</u></td> <td>250 ℓ/人・日</td> <td>ほぼ通常の生活に必要な水量</td> <td>仮配管からの各戸給水、供用栓</td> </tr> </tbody> </table> <p>(P. 2-40)</p> <p>第3 食料・生活関連物資供給体制の整備 3 防災用資機材の備蓄 (本文略)</p> <p>■備蓄品目 <u>()</u></p> <table border="1" data-bbox="1596 1650 2588 1816"> <tbody> <tr> <td>・浄水装置</td> <td>・発電機</td> <td>・<u>炊飯器</u></td> <td>・<u>かまどセット</u></td> </tr> <tr> <td>・非常用飲料水袋</td> <td>・投光機</td> <td>・<u>懐中電灯</u></td> <td>・<u>防水シート</u></td> </tr> <tr> <td>・簡易トイレ</td> <td>・仮設トイレ</td> <td>・移送用具（リヤカー、担架等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎりなど）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋など）</td> </tr> </tbody> </table>	時期区分	目標水量	水量の根拠	主な給水方法	災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量	タンク車	<u>4日から10日</u>	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓	<u>11日から15日</u>	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓	<u>16日から21日</u>	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓	・浄水装置	・発電機	・ <u>炊飯器</u>	・ <u>かまどセット</u>	・非常用飲料水袋	・投光機	・ <u>懐中電灯</u>	・ <u>防水シート</u>	・簡易トイレ	・仮設トイレ	・移送用具（リヤカー、担架等）		・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎりなど）				・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋など）			
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法																																																																														
災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量	タンク車																																																																														
<u>災害発生から10日</u>	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓																																																																														
<u>災害発生から21日</u>	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓																																																																														
<u>災害発生から28日</u>	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓																																																																														
・浄水装置	・発電機	・非常用飲料水袋	・投光機																																																																														
・ <u>LEDライト</u>	・ <u>ブルーシート</u>	・簡易トイレ	・仮設トイレ																																																																														
・ <u>マンホールトイレ</u>	・移送用具（リヤカー、担架等）																																																																																
・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎりなど）																																																																																	
・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋など）																																																																																	
時期区分	目標水量	水量の根拠	主な給水方法																																																																														
災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量	タンク車																																																																														
<u>4日から10日</u>	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓																																																																														
<u>11日から15日</u>	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓																																																																														
<u>16日から21日</u>	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓																																																																														
・浄水装置	・発電機	・ <u>炊飯器</u>	・ <u>かまどセット</u>																																																																														
・非常用飲料水袋	・投光機	・ <u>懐中電灯</u>	・ <u>防水シート</u>																																																																														
・簡易トイレ	・仮設トイレ	・移送用具（リヤカー、担架等）																																																																															
・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎりなど）																																																																																	
・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋など）																																																																																	

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧
<p>(P. 2-44)</p> <p>第5 廃棄物の収集・処理体制の整備</p> <p>2 し尿処理体制の整備 (前段略) そのため、市は、仮設トイレやマンホールトイレ等し尿処理に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。</p>	<p>(P. 2-43)</p> <p>第5 廃棄物の収集・処理体制の整備</p> <p>2 し尿処理体制の整備 (前段略) そのため、市は、仮設トイレ_____等し尿処理に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。</p>
<p>(P. 2-67)</p> <p>第4節 土砂災害の予防</p> <p>2 土砂災害の予防 (4) 警戒避難体制の整備 イ 避難情報等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>市は、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした避難情報等の判断・伝達マニュアルを作成している。</p>	<p>(P. 2-66)</p> <p>第4節 土砂災害の予防</p> <p>2 土砂災害の予防 (4) 警戒避難体制の整備 イ 避難勧告等の_____伝達マニュアルの作成</p> <p>市は、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした避難勧告等の_____伝達マニュアルを作成している。</p>
<p>(P. 2-89)</p> <p>第3章 市民の自主防災力の向上</p> <p>第3節 災害時の要配慮者の安全確保</p> <p>第2 社会福祉施設入所者に対する安全対策</p> <p>4 地域との連携 (前段略) また、市は、施設管理者が災害時に埼玉県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。</p>	<p>(P. 2-88)</p> <p>第3章 市民の自主防災力の向上</p> <p>第3節 災害時の要配慮者の安全確保</p> <p>第2 社会福祉施設入所者に対する安全対策</p> <p>4 地域との連携 (前段略) また、市は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。</p>
<p>(P. 2-93)</p> <p>第5節 災害ボランティア活動のための環境整備</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 (略)</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p>(P. 2-92)</p> <p>第5節 災害ボランティア活動のための環境整備</p> <p><u>1 県災害ボランティア登録制度の周知</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧
<p>(P. 3-68)</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 震災応急対策</p> <p>第2節 初動対応期の災害応急対策活動</p> <p>第11 避難活動</p> <p>4 避難所の開設、運営</p> <p>(2) 避難所の管理運営</p> <p>エ 要配慮者や女性、<u>性的少数者</u>への配慮</p> <p>(前段略)</p> <p><u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</u></p> <p><u>さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるよう配慮する。</u></p> <p>なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画セミナーや民間団体を積極的に活用する。</p> <p><u>また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、<u>アウトティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。</u></u></p>	<p>(P. 3-68)</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 震災応急対策</p> <p>第2節 初動対応期の災害応急対策活動</p> <p>第11 避難活動</p> <p>4 避難所の開設、運営</p> <p>(2) 避難所の管理運営</p> <p>エ 要配慮者や女性 _____ への配慮</p> <p>(前段略)</p> <p><u>女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。</u></p> <p><u>また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるよう配慮する。</u></p> <p>なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画セミナーや民間団体を積極的に活用する。</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>(P. 3-69)</p> <p>カ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）</p> <p>避難所生活における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。<u>そのため、トイレの設置状況、ダンボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、被災者の避難状況、避難の長期等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u></p>	<p>(P. 3-69)</p> <p>カ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）</p> <p>避難所生活における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。<u>(追加)</u></p>
<p>(P. 3-81)</p> <p>第15 要配慮者の安全確保</p> <p>5 外国人の安全確保</p> <p>(1) 安否確認の実施</p> <p>市は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、<u>住民基本台帳</u> _____ 等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。</p>	<p>(P. 3-81)</p> <p>第15 要配慮者の安全確保</p> <p>5 外国人の安全確保</p> <p>(1) 安否確認の実施</p> <p>市は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、<u>外国人登録者名簿</u> _____ 等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。</p>

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧
<p>(P. 3-98)</p> <p>第3節 救援期の災害応急対策活動</p> <p>第3 避難所の運営</p> <p>5 避難所の生活環境への配慮</p> <p>(5) 女性、<u>性的少数者</u>への配慮</p> <p>(前段略)</p> <p><u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</u></p> <p><u>さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるよう配慮する。</u></p> <p><u>また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、<u>アウトティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</u></u></p>	<p>(P. 3-98)</p> <p>第3節 救援期の災害応急対策活動</p> <p>第3 避難所の運営</p> <p>5 避難所の生活環境への配慮</p> <p>(5) 女性_____への配慮</p> <p>(前段略)</p> <p><u>また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所については女性の視点から配慮し、注意喚起に努めるとともに、女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させ、女性のニーズに対応できるように配慮する。</u></p>
<p>(P. 3-120~122)</p> <p>第4節 <u>南海トラフ地震臨時情報発表</u>に伴う対応措置</p> <p><u>(全文修正)</u></p>	<p>(P. 3-119~124)</p> <p>第4節 <u>東海地震の警戒宣言</u>に伴う対応措置</p> <p><u>(全文修正)</u></p>

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																												
<p>(P. 3 - 1 5 3)</p> <p>第2章 風水害・雪害応急対策</p> <p>第2節 警戒活動期の災害応急対策活動</p> <p>第1 風水害に関する情報の収集・伝達</p> <p>2 気象注意報・警報・特別警報</p> <p>(1) 注意報・警報等の種類、発表基準等</p> <p>イ 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準</p> <div style="text-align: right; font-size: small;">令和5年8月8日現在 発表官署 熊谷地方気象台</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <caption>警報・注意報発表基準一覧表</caption> <thead> <tr> <th>秩父市</th> <th>府県予報区</th> <th>埼玉県</th> </tr> <tr> <td></td> <td>一次細分区域</td> <td>秩父地方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">警報</td> <td rowspan="2">大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>表層雨量指数基準</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>荒川流域=50.1, 赤平川流域=32.3, 横瀬川流域=21.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準^{*1}</td> <td>横瀬川流域=(8, 19.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>15m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>豪雨</td> <td>有義波高</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高潮</td> <td>潮位</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表層雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>荒川流域=40, 赤平川流域=28.8, 横瀬川流域=17.4</td> </tr> <tr> <td>複合基準^{*1}</td> <td>荒川流域=(8, 40), 横瀬川流域=(8, 17.4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>10m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>10m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>豪雨</td> <td>有義波高</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高潮</td> <td>潮位</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雷</td> <td>落雷等で被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>凍雨</td> <td>視程</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度25% 実効湿度55%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td>夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期: 最低気温-6℃以下^{*2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>早霜・晩霜時に最低気温4℃以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>霜水・霜雪</td> <td>著しい霜水(雪)で被害が予想される場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td>100mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}(表層雨量指数、土壌雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。 ^{*2} 冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値。</p>	秩父市	府県予報区	埼玉県		一次細分区域	秩父地方		市町村等をまとめた地域		警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表層雨量指数基準	18	土壌雨量指数基準	118	洪水	流域雨量指数基準	荒川流域=50.1, 赤平川流域=32.3, 横瀬川流域=21.8	複合基準 ^{*1}	横瀬川流域=(8, 19.6)		指定河川洪水予報による基準	—	暴風	平均風速	15m/s	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	豪雨	有義波高			高潮	潮位	注意報	大雨	表層雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	83	洪水	流域雨量指数基準	荒川流域=40, 赤平川流域=28.8, 横瀬川流域=17.4	複合基準 ^{*1}	荒川流域=(8, 40), 横瀬川流域=(8, 17.4)		指定河川洪水予報による基準	—	暴風	平均風速	10m/s	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	豪雨	有義波高			高潮	潮位		雷	落雷等で被害が予想される場合	融雪			凍雨	視程	100m	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%		なだれ			低温	夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期: 最低気温-6℃以下 ^{*2}		霜	早霜・晩霜時に最低気温4℃以下		霜水・霜雪	著しい霜水(雪)で被害が予想される場合		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	<p>(P. 3 - 1 5 5)</p> <p>第2章 風水害・雪害応急対策</p> <p>第2節 警戒活動期の災害応急対策活動</p> <p>第1 風水害に関する情報の収集・伝達</p> <p>2 気象注意報・警報・特別警報</p> <p>(1) 注意報・警報等の種類、発表基準等</p> <p>イ 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準</p> <div style="text-align: right; font-size: small;">令和2年8月6日現在 発表官署 熊谷地方気象台</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <caption>警報・注意報発表基準一覧表</caption> <thead> <tr> <th>秩父市</th> <th>府県予報区</th> <th>埼玉県</th> </tr> <tr> <td></td> <td>一次細分区域</td> <td>秩父地方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">警報</td> <td rowspan="2">大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>表層雨量指数基準</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>荒川流域=46.2, 赤平川流域=28.8, 横瀬川流域=21.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準^{*1}</td> <td>横瀬川流域=(5, 19.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>15m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>豪雨</td> <td>有義波高</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高潮</td> <td>潮位</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表層雨量指数基準</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>荒川流域=36.9, 赤平川流域=23, 横瀬川流域=17.4</td> </tr> <tr> <td>複合基準^{*1}</td> <td>荒川流域=(5, 36.9), 横瀬川流域=(5, 17.4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>10m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>10m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>豪雨</td> <td>有義波高</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高潮</td> <td>潮位</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雷</td> <td>落雷等で被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>凍雨</td> <td>視程</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度25% 実効湿度55%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td>夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期: 最低気温-6℃以下^{*2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>早霜・晩霜時に最低気温4℃以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>霜水・霜雪</td> <td>著しい霜水(雪)で被害が予想される場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td>100mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}(表層雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。 ^{*2} 冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値。</p>	秩父市	府県予報区	埼玉県		一次細分区域	秩父地方		市町村等をまとめた地域		警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表層雨量指数基準	18	土壌雨量指数基準	118	洪水	流域雨量指数基準	荒川流域=46.2, 赤平川流域=28.8, 横瀬川流域=21.8	複合基準 ^{*1}	横瀬川流域=(5, 19.6)		指定河川洪水予報による基準	—	暴風	平均風速	15m/s	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	豪雨	有義波高			高潮	潮位	注意報	大雨	表層雨量指数基準	7	土壌雨量指数基準	83	洪水	流域雨量指数基準	荒川流域=36.9, 赤平川流域=23, 横瀬川流域=17.4	複合基準 ^{*1}	荒川流域=(5, 36.9), 横瀬川流域=(5, 17.4)		指定河川洪水予報による基準	—	暴風	平均風速	10m/s	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	豪雨	有義波高			高潮	潮位		雷	落雷等で被害が予想される場合	融雪			凍雨	視程	100m	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%		なだれ			低温	夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期: 最低気温-6℃以下 ^{*2}		霜	早霜・晩霜時に最低気温4℃以下		霜水・霜雪	著しい霜水(雪)で被害が予想される場合		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm
秩父市	府県予報区	埼玉県																																																																																																																																																																																											
	一次細分区域	秩父地方																																																																																																																																																																																											
	市町村等をまとめた地域																																																																																																																																																																																												
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表層雨量指数基準	18																																																																																																																																																																																										
		土壌雨量指数基準	118																																																																																																																																																																																										
	洪水	流域雨量指数基準	荒川流域=50.1, 赤平川流域=32.3, 横瀬川流域=21.8																																																																																																																																																																																										
		複合基準 ^{*1}	横瀬川流域=(8, 19.6)																																																																																																																																																																																										
		指定河川洪水予報による基準	—																																																																																																																																																																																										
	暴風	平均風速	15m/s																																																																																																																																																																																										
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																										
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																										
	豪雨	有義波高																																																																																																																																																																																											
		高潮	潮位																																																																																																																																																																																										
注意報	大雨	表層雨量指数基準	10																																																																																																																																																																																										
		土壌雨量指数基準	83																																																																																																																																																																																										
	洪水	流域雨量指数基準	荒川流域=40, 赤平川流域=28.8, 横瀬川流域=17.4																																																																																																																																																																																										
		複合基準 ^{*1}	荒川流域=(8, 40), 横瀬川流域=(8, 17.4)																																																																																																																																																																																										
		指定河川洪水予報による基準	—																																																																																																																																																																																										
	暴風	平均風速	10m/s																																																																																																																																																																																										
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																										
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																										
	豪雨	有義波高																																																																																																																																																																																											
		高潮	潮位																																																																																																																																																																																										
		雷	落雷等で被害が予想される場合																																																																																																																																																																																										
	融雪																																																																																																																																																																																												
	凍雨	視程	100m																																																																																																																																																																																										
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%																																																																																																																																																																																											
	なだれ																																																																																																																																																																																												
低温	夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期: 最低気温-6℃以下 ^{*2}																																																																																																																																																																																												
霜	早霜・晩霜時に最低気温4℃以下																																																																																																																																																																																												
霜水・霜雪	著しい霜水(雪)で被害が予想される場合																																																																																																																																																																																												
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																																																																																																																																											
秩父市	府県予報区	埼玉県																																																																																																																																																																																											
	一次細分区域	秩父地方																																																																																																																																																																																											
	市町村等をまとめた地域																																																																																																																																																																																												
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表層雨量指数基準	18																																																																																																																																																																																										
		土壌雨量指数基準	118																																																																																																																																																																																										
	洪水	流域雨量指数基準	荒川流域=46.2, 赤平川流域=28.8, 横瀬川流域=21.8																																																																																																																																																																																										
		複合基準 ^{*1}	横瀬川流域=(5, 19.6)																																																																																																																																																																																										
		指定河川洪水予報による基準	—																																																																																																																																																																																										
	暴風	平均風速	15m/s																																																																																																																																																																																										
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																										
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																										
	豪雨	有義波高																																																																																																																																																																																											
		高潮	潮位																																																																																																																																																																																										
注意報	大雨	表層雨量指数基準	7																																																																																																																																																																																										
		土壌雨量指数基準	83																																																																																																																																																																																										
	洪水	流域雨量指数基準	荒川流域=36.9, 赤平川流域=23, 横瀬川流域=17.4																																																																																																																																																																																										
		複合基準 ^{*1}	荒川流域=(5, 36.9), 横瀬川流域=(5, 17.4)																																																																																																																																																																																										
		指定河川洪水予報による基準	—																																																																																																																																																																																										
	暴風	平均風速	10m/s																																																																																																																																																																																										
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																										
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																										
	豪雨	有義波高																																																																																																																																																																																											
		高潮	潮位																																																																																																																																																																																										
		雷	落雷等で被害が予想される場合																																																																																																																																																																																										
	融雪																																																																																																																																																																																												
	凍雨	視程	100m																																																																																																																																																																																										
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%																																																																																																																																																																																											
	なだれ																																																																																																																																																																																												
低温	夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期: 最低気温-6℃以下 ^{*2}																																																																																																																																																																																												
霜	早霜・晩霜時に最低気温4℃以下																																																																																																																																																																																												
霜水・霜雪	著しい霜水(雪)で被害が予想される場合																																																																																																																																																																																												
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																																																																																																																																											
<p>(P. 3 - 1 5 4)</p> <p>■雨に関する市の50年に一度の値 [令和4年3月24日現在]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="5">地 域</th> <th colspan="3">50年に一度の値</th> </tr> <tr> <th>都道府県</th> <th>府県予報区</th> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた区域</th> <th>二次細分区域</th> <th>R48</th> <th>R03</th> <th>SWI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県</td> <td>埼玉県</td> <td>秩父地方</td> <td>秩父地方</td> <td>秩父市</td> <td>488</td> <td>129</td> <td>263</td> </tr> </tbody> </table>	地 域					50年に一度の値			都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	埼玉県	埼玉県	秩父地方	秩父地方	秩父市	488	129	263	<p>(P. 3 - 1 5 6)</p> <p>■雨に関する市の50年に一度の値 [令和2年5月26日現在]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="5">地 域</th> <th colspan="3">50年に一度の値</th> </tr> <tr> <th>都道府県</th> <th>府県予報区</th> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた区域</th> <th>二次細分区域</th> <th>R48</th> <th>R03</th> <th>SWI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県</td> <td>埼玉県</td> <td>秩父地方</td> <td>秩父地方</td> <td>秩父市</td> <td>488</td> <td>128</td> <td>265</td> </tr> </tbody> </table>	地 域					50年に一度の値			都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	埼玉県	埼玉県	秩父地方	秩父地方	秩父市	488	128	265																																																																																																																																												
地 域					50年に一度の値																																																																																																																																																																																								
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI																																																																																																																																																																																						
埼玉県	埼玉県	秩父地方	秩父地方	秩父市	488	129	263																																																																																																																																																																																						
地 域					50年に一度の値																																																																																																																																																																																								
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI																																																																																																																																																																																						
埼玉県	埼玉県	秩父地方	秩父地方	秩父市	488	128	265																																																																																																																																																																																						

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧
<p>(P. 3-156)</p> <p>3 土砂災害警戒情報</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報の詳細情報</p> <p>インターネットを利用した情報提供として、埼玉県土砂災害警戒情報システムより土砂災害危険度を示した情報(1kmメッシュ)及び気象庁ホームページより土砂災害危険度を示した情報(5kmメッシュ)が発表される。</p> <p>(P. 3-161)</p> <p>第4 土砂災害対策活動</p> <p>1 土砂災害警戒情報の活用</p> <p>■土砂災害に関するメッシュ情報の活用例</p> <div data-bbox="299 758 1240 1024" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>▶大雨警報(土砂災害)は、大雨により災害が起こるおそれがあるときに発表されるもので、土壌雨量指数が警報基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表されます。警戒レベル3相当情報で、高齢者等避難発令の判断材料となります。</p> <p>▶土砂災害警戒情報は、土壌雨量指数が、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況を想定して設定した発表基準に、約2時間後に到達する予測がなされたときに発表されます。土砂災害警戒情報発表後から概ね2時間で命に危険を及ぼす土砂災害が発生する可能性があるというものです。警戒レベル4相当情報で、避難指示発令の判断材料となります。</p> </div> <p>資料) 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和3年5月)</p> <p>☞【参考資料】『埼玉県内の土砂災害警戒情報〔土砂災害警戒情報システム〕』</p> <p>☞【参考資料】『気象庁「キキクル(危険度分布)』</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(P. 3-158)</p> <p>3 土砂災害警戒情報</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報の詳細情報</p> <p>インターネットを利用した情報提供として、埼玉県河川砂防情報システムより土砂災害危険度を示した情報(1kmメッシュ)及び気象庁ホームページ、防災情報提供システムより土砂災害危険度を示した情報(5kmメッシュ)が発表される。</p> <p>(P. 3-163)</p> <p>第4 土砂災害対策活動</p> <p>1 土砂災害警戒情報の活用</p> <p>■土砂災害に関するメッシュ情報の活用例</p> <div data-bbox="1626 758 2626 1024" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>▶大雨警報(土砂災害)の基準は、要配慮者の避難に要する時間を確保するように設定されており、気象庁の提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報において、「大雨警報(土砂災害)の基準を超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等に対して避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討します。</p> <p>▶また、土砂災害警戒情報の基準を「予測雨量で超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等については、非常に危険な状況であるため、避難勧告の発令を検討します。</p> <p>▶さらに、土砂災害警戒情報の基準を「実況雨量で超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等については、避難指示(緊急)の発令を検討します。</p> </div> <p>資料) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府、平成26年9月)</p> <p>☞【参考資料】『埼玉県内の土砂災害警戒情報〔河川砂防情報情報システム〕』</p> <p>☞【参考資料】『気象庁「土砂災害警戒判定メッシュ情報：埼玉県』</p> <p>http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/317.html?areaCode=317</p> <p>☞【参考資料】『埼玉県内の気象情報「気象庁 防災情報提供システム」』</p> <p>https://bosai.jmainfo.go.jp/ssoatcag?fj-is-sso-req-check=1</p>

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧
<p>(P. 3 - 1 6 3)</p> <p>第5 避難行動</p> <p>1 避難に関する状況把握</p> <p>■避難に関する状況把握の手順 (表略)</p> <p>☞【参考資料】「埼玉県内の気象情報〔熊谷地方気象台HP〕」 <u>(削除)</u></p> <p>☞【参考資料】<u>「埼玉県防災ポータルサイト」</u> <u>(削除)</u></p> <p>☞【参考資料】「国交省の防災情報（国交省「防災情報提供センター）」」 <u>(削除)</u></p> <p>☞【参考資料】『気象庁「<u>キキクル（危険度分布）</u>」』 <u>(削除)</u></p> <p>☞【参考資料】<u>「埼玉県川の防災情報」</u></p> <p>☞【参考資料】『埼玉県内の土砂災害警戒情報〔<u>土砂災害警戒情報システム</u>〕』 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(P. 3 - 1 6 5)</p> <p>第5 避難行動</p> <p>1 避難に関する状況把握</p> <p>■避難に関する状況把握の手順 (表略)</p> <p>☞【参考資料】「埼玉県内の気象情報〔熊谷地方気象台HP〕」 http://www.ima-net.go.jp/kumagaya/</p> <p>☞【参考資料】<u>「埼玉県危機管理・災害情報」</u> http://plaza.rakuten.co.jp/kikisaitama/?sess=e912dfe41cec158f93b2df5d59506d12</p> <p>☞【参考資料】「国交省の防災情報（国交省「防災情報提供センター）」」 http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/</p> <p>☞【参考資料】『気象庁「<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報：埼玉県</u>」』 http://www.ima.go.jp/ip/doshamesh/317.html?areaCode=317</p> <p>☞【参考資料】<u>「埼玉県内の雨量と河川水位」</u></p> <p>☞【参考資料】『埼玉県内の土砂災害警戒情報〔<u>河川砂防情報システム</u>〕』</p> <p>☞【参考資料】『埼玉県内の気象情報「<u>気象庁 防災情報提供システム</u>」』 https://bosai.jmainfo.go.jp/ssoatcag?fj-is-sso-req-check=1</p>

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧																												
<p>(P. 3 - 1 6 4)</p> <p>2 <u>高齢者等避難</u>、避難の<u>指示</u>、警戒区域の設定</p> <p>(2) 避難の<u>指示</u>等</p> <p>「避難の<u>指示</u>、警戒区域の設定について」、「避難の<u>指示</u>の実施責任者」及び「警戒区域の設定権者」の詳細については、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」を参照のこと。</p> <p><u>高齢者等避難</u>、避難<u>指示</u>等の<u>避難情報の種別</u>、発令時の状況及び、住民に求める行動については、以下に示すとおりである。</p>	<p>(P. 3 - 1 6 6)</p> <p>2 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難の<u>勧告・指示(緊急)</u>、警戒区域の設定</p> <p>(2) 避難の<u>勧告</u>等</p> <p>「避難の<u>勧告・指示(緊急)</u>、警戒区域の設定について」、「避難の<u>勧告・指示(緊急)</u>の実施責任者」及び「警戒区域の設定権者」の詳細については、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」を参照のこと。</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始の発表</u>、<u>避難勧告・指示(緊急)</u>等の発令時の状況、住民に求める行動及び発令の目安については、以下に示すとおりである。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難</td> <td>・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>【危険な場所から高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示</td> <td>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からのハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保</td> <td>・災害発生(※1)又は切迫(※2)している状況 ※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があると判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</td> <td>【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への避難」や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令時の状況	住民に求める行動	【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。	【警戒レベル4】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からのハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。	【警戒レベル5】 緊急安全確保	・災害発生(※1)又は切迫(※2)している状況 ※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があると判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への避難」や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。	<p>■「<u>避難準備情報</u>」の発表と住民に求める行動及び発表の目安（土砂災害）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発令時の状況</td> <td>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</td> </tr> <tr> <td>住民に求める行動</td> <td>▶ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、指定された避難所への避難行動開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ▶ 上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始</td> </tr> <tr> <td>発表の目安</td> <td>▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、実況または予想で大雨警報（土砂災害）の土壌雨量指数基準に到達（赤色）した場合 ▶ 過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合 ▶ 夜間に避難勧告等が発令される見込みがある場合 ▶ 近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合 ※ 前兆現象の情報収集は、住民等から市役所、総合支所、消防署、警察署及び自主防災組織等へ寄せられるもののほか、派遣職員などによる現場状況の確認により収集する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>■「<u>避難勧告</u>」の発令と住民に求める行動及び発令の目安（土砂災害）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発令時の状況</td> <td>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> </tr> <tr> <td>住民に求める行動</td> <td>通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始する</td> </tr> <tr> <td>発令の目安</td> <td>▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（薄い紫色）した場合 ▶ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ▶ 近隣で土砂災害が発生した場合 ▶ 過去の被災時雨量に達した場合 ▶ 近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 ※ 情報の収集は、避難準備・高齢者等避難開始と同様</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	発令時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	住民に求める行動	▶ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、指定された避難所への避難行動開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ▶ 上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始	発表の目安	▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、実況または予想で大雨警報（土砂災害）の土壌雨量指数基準に到達（赤色）した場合 ▶ 過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合 ▶ 夜間に避難勧告等が発令される見込みがある場合 ▶ 近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合 ※ 前兆現象の情報収集は、住民等から市役所、総合支所、消防署、警察署及び自主防災組織等へ寄せられるもののほか、派遣職員などによる現場状況の確認により収集する。	項目	内容	発令時の状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	住民に求める行動	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始する	発令の目安	▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（薄い紫色）した場合 ▶ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ▶ 近隣で土砂災害が発生した場合 ▶ 過去の被災時雨量に達した場合 ▶ 近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 ※ 情報の収集は、避難準備・高齢者等避難開始と同様
種別	発令時の状況	住民に求める行動																											
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。																											
【警戒レベル4】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からのハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。																											
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・災害発生(※1)又は切迫(※2)している状況 ※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があると判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への避難」や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。																											
項目	内容																												
発令時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況																												
住民に求める行動	▶ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、指定された避難所への避難行動開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ▶ 上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始																												
発表の目安	▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、実況または予想で大雨警報（土砂災害）の土壌雨量指数基準に到達（赤色）した場合 ▶ 過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合 ▶ 夜間に避難勧告等が発令される見込みがある場合 ▶ 近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合 ※ 前兆現象の情報収集は、住民等から市役所、総合支所、消防署、警察署及び自主防災組織等へ寄せられるもののほか、派遣職員などによる現場状況の確認により収集する。																												
項目	内容																												
発令時の状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況																												
住民に求める行動	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始する																												
発令の目安	▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（薄い紫色）した場合 ▶ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ▶ 近隣で土砂災害が発生した場合 ▶ 過去の被災時雨量に達した場合 ▶ 近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 ※ 情報の収集は、避難準備・高齢者等避難開始と同様																												

秩父市地域防災計画 新旧対照表

新	旧																													
<p>(P. 3 - 1 6 6)</p> <p>(3) 警戒区域の設定</p> <p>警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。</p> <table border="1" data-bbox="261 1094 1282 1696"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>措置</th> <th>指示者</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合(災害対策基本法第63、73条)</td> <td>(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令</td> <td>(ア) 市長 (イ) 警察官(注1) (ウ) 自衛官(注3) (エ) 知事(注4)</td> <td>災害応急対策に従事する者以外の者</td> </tr> <tr> <td>イ 水防上緊急の必要がある場所(水防法第21条)</td> <td>(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令</td> <td>(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官(注2)</td> <td>水防関係者以外の者</td> </tr> <tr> <td>ウ 火災の現場及び水災を除く災害(消防法第36条において準用する同法第28条)</td> <td>(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限</td> <td>(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官(注2)</td> <td>命令で定める以外の者</td> </tr> <tr> <td>エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合(警察官職務執行法第4条)</td> <td>(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令</td> <td>(ア) 警察官</td> <td>その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者</td> </tr> </tbody> </table>	状況	措置	指示者	対象者	ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合(災害対策基本法第63、73条)	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 市長 (イ) 警察官(注1) (ウ) 自衛官(注3) (エ) 知事(注4)	災害応急対策に従事する者以外の者	イ 水防上緊急の必要がある場所(水防法第21条)	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官(注2)	水防関係者以外の者	ウ 火災の現場及び水災を除く災害(消防法第36条において準用する同法第28条)	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官(注2)	命令で定める以外の者	エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合(警察官職務執行法第4条)	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	<p>■「避難指示(緊急)」の発令と住民に求める行動及び発令の目安(土砂災害)</p> <table border="1" data-bbox="1641 369 2626 898"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発令時の状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ▶ 土砂災害危険箇所の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ▶ 人的被害の発生した状況 </td> </tr> <tr> <td>住民に求める行動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難勧告の発令後で避難中の住民は直ちに避難行動を完了 ▶ 直ちに命を守る行動をとる (未だ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移ることや外出が危険な場合は自宅などの安全な場所にとどまる) </td> </tr> <tr> <td>発令の目安</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、実況で土砂災害警戒情報の基準に到達(濃い紫色)した場合 ▶ 土砂災害が発生した場合 ▶ 前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合 <p>※ 情報の収集は、避難準備・高齢者等避難開始と同様</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(P. 3 - 1 6 7)</p> <p>(3) 住民への伝達内容</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・指示(緊急)の発令、警戒区域の設定を行う場合の住民への伝達は、以下の内容を明示して行う。</p> <table border="1" data-bbox="1596 1094 2591 1381"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 差し迫っている具体的な危険予想 ▶ 避難対象地区名 ▶ 避難日時、避難先及び避難経路 ▶ 避難行動における注意事項(携帯品、服装等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 火気等危険物の始末 ・ 2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯 ・ 隣近所そろって避難すること等 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ▶ 土砂災害危険箇所の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ▶ 人的被害の発生した状況 	住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難勧告の発令後で避難中の住民は直ちに避難行動を完了 ▶ 直ちに命を守る行動をとる (未だ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移ることや外出が危険な場合は自宅などの安全な場所にとどまる) 	発令の目安	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、実況で土砂災害警戒情報の基準に到達(濃い紫色)した場合 ▶ 土砂災害が発生した場合 ▶ 前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合 <p>※ 情報の収集は、避難準備・高齢者等避難開始と同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 差し迫っている具体的な危険予想 ▶ 避難対象地区名 ▶ 避難日時、避難先及び避難経路 ▶ 避難行動における注意事項(携帯品、服装等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 火気等危険物の始末 ・ 2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯 ・ 隣近所そろって避難すること等
状況	措置	指示者	対象者																											
ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合(災害対策基本法第63、73条)	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 市長 (イ) 警察官(注1) (ウ) 自衛官(注3) (エ) 知事(注4)	災害応急対策に従事する者以外の者																											
イ 水防上緊急の必要がある場所(水防法第21条)	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官(注2)	水防関係者以外の者																											
ウ 火災の現場及び水災を除く災害(消防法第36条において準用する同法第28条)	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官(注2)	命令で定める以外の者																											
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合(警察官職務執行法第4条)	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者																											
項目	内容																													
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ▶ 土砂災害危険箇所の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ▶ 人的被害の発生した状況 																													
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難勧告の発令後で避難中の住民は直ちに避難行動を完了 ▶ 直ちに命を守る行動をとる (未だ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移ることや外出が危険な場合は自宅などの安全な場所にとどまる) 																													
発令の目安	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、実況で土砂災害警戒情報の基準に到達(濃い紫色)した場合 ▶ 土砂災害が発生した場合 ▶ 前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合 <p>※ 情報の収集は、避難準備・高齢者等避難開始と同様</p>																													
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 差し迫っている具体的な危険予想 ▶ 避難対象地区名 ▶ 避難日時、避難先及び避難経路 ▶ 避難行動における注意事項(携帯品、服装等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 火気等危険物の始末 ・ 2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯 ・ 隣近所そろって避難すること等 																														

